

第83回

鳥栖市都市計画審議会議案

平成26年10月17日

鳥栖市都市計画審議会

諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第98号	鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定） 3・3・103号久留米甘木線の変更 3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更	1～4

諮問第98号 鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定）

変更する路線の名称等	頁
3・3・103号久留米甘木線の変更（佐賀県決定）	2
3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更（佐賀県決定）	3

鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定）

1. 都市計画道路中3・3・103号久留米甘木線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・103	久留米甘木線	鳥栖市 真木町 字赤江	鳥栖市 永吉町 字日恵寺	鳥栖市 古賀町 字池ノ内	約 9,600m	地表式	4車線	25.0m	自動車専用道路と立体 交差 1箇所 JR 鹿児島本線と 立体交差 1箇所 平面交差 1箇所 JR 長崎本線と 立体交差 1箇所 幹線街路と 平面交差 10箇所		
	幅員の内訳			12.0m			約 1,400m					
				14.0m			約 1,370m					
				16.0m			約 380m					
				18.0～20.0m			約 840m					
				23.0m			約 80m					
				25.0m			約 5,060m					
				23.0～35.0m			約 470m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中3・5・106号鳥栖駅田代本町線を3・5・106号鳥栖駅本鳥栖線に名称を改める。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・106	鳥栖駅本鳥栖線	鳥栖市京町字森園	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖	約390m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路と平面交差2箇所	

【理由】

(1) 変更の必要性

鳥栖市は、九州の高速道路網、及び鉄道網、幹線道路網の分岐点に位置しており、また、福岡・久留米両都市圏に近接しているという恵まれた交通・地理的特性から、九州でも有数の内陸工業都市、物流拠点都市として発展している。

しかしながら、鳥栖市の幹線街路等として都市計画決定されている都市計画道路は28路線、総延長約69km（平成20年3月31日時点）となっているが、平成19年度時点で約1/3の区間（約35%）の整備が完了しておらず、これらの整備が完了していない区間の中には、都市計画決定されてから40年以上の長期間にわたり整備に着手されていない区間も含まれている。

さらに、これらの道路の中には、都市計画設定当時から状況の変化により、その計画の根拠との不整合が生じている路線も存在することが考えられる。これらの区間は、都市計画法の規制により、関係者等への土地利用に制約を与え続けている。

(2) 変更の方針

このような状況の中で、鳥栖市として、将来の姿を改めて整理すべく、必要な道路区間の確認及び整備に着手する際に配慮すべき道路構造の再検討をするために、都市計画道路の見直しを行った。

見直しにおいては、3回の「鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会」の開催及び3回のパブリックコメント等を実施し、幅広く意見を伺いながら検討を行い、「鳥栖市都市計画道路見直し計画」を決定し、見直し対象路線・区間として12路線36区間（約18.4km）を設定した。

その見直し対象区間のうち、5路線11区間（約5.8km）は「廃止」の方針が決定し、3・3・103号久留米甘木線全体約9.49kmのうち、主要地方道久留米基山筑紫野線から国道34号までの区間約1.34kmについては、歩行者・自動車の需要がある他、ライフライン収容空間機能の役割を担っており、路線機能の高さから計画存続となったが、「計画路線の道路線形の一部が現道と大きく異なり事業効率が悪い」、「既存道路の拡幅で対応すべきとの住民要望がある」等の理由から、「鳥栖市都市計画道路見直し計画」において「道路線形変更」による「計画変更」とすることで方針が決定した。

(3) 今回変更を行う路線ごとの主な理由

- 3・3・103号久留米甘木線は、福岡県久留米市との県境部を起点とし、鳥栖市市街地の西（主要地方道久留米基山筑紫野線）、北側の外縁部の市道や県道を経由し、福岡県小郡市との県境部（国道500号）へと至る広域的な機能を持つ道路である。

当該路線（変更区間）は、主要地方道久留米基山筑紫野線と国道34号を東西に連絡する重要な区間であり、道路の沿道には家屋等が立地しており、また、通学路に指定されている。鳥栖基山都市計画の区域マスタープランにおいては、本路線を含む市街地を形成する都市計画道路は、市街地における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて適切な配置を考慮し、整備推進を図る道路として位置づけられている。

しかしながら、(2)で述べた理由により、主要地方道久留米基山筑紫野線から国道34号までの区間約1.34kmについては、「道路線形変更」による「計画変更」とし、具体的な変更については、当該区間を走る現道（市道）は、ほとんどの区間が片側歩道であり、一部区間では歩道が無い箇所があるなど、交通安全対策が十分ではなく、地域住民からの整備要望もでてきていることから、現道拡幅を基本とした、両側に3.5mの歩道を含めた幅員14mの都市計画道路を整備する計画を行うこととするものである。

なお、鳥栖市は、都市計画の変更後、平成27年度以降、すみやかに整備をする予定としている。

- 3・5・106号鳥栖駅田代本町線は、長期未着手路線であり、今後の「円滑な都市活動」「都市生活者の利便性の向上」「良好な都市環境を確保」することに対して、必要性が低いなどの理由から都市計画道路の一部の廃止を行った。

この度、路線名の変更に伴う関係機関等との協議が終了したため、今回路線の名称を終点側の地名にあわせて3・5・106号鳥栖駅本鳥栖線に変更を行うものである。